

障がい福祉 ガイドブック

福祉制度やサービスのご案内



鮭川村

令和3年3月

目次

1. 障害者手帳

1 身体障害者手帳	1
2 療育手帳	1
3 精神障害者保健福祉手帳	2
4 手帳交付までの流れ	2

2. 年金・手当

1 障害基礎年金（国民年金）	3
2 障害厚生年金（厚生年金）	3
3 特別障害者手当	4
4 障害児福祉手当	4
5 特別児童扶養手当	5
6 心身障害者扶養共済制度	6

3. 医療

1 重度心身障がい（児）者医療	7
2 自立支援医療（精神通院医療）	7
3 自立支援医療（育成医療）	8
4 自立支援医療（更生医療）	8
5 育成医療・更生医療申請の流れ	8

4. 日常生活支援

1 補装具の支給	9
2 日常生活用具の給付	10
3 補装具・日常生活用具申請の流れ	11
4 障がい児紙おむつ支給	11
5 ねたきり高齢者等介護用品支給	12
6 在宅酸素療法者支援事業	12
7 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	13

5. 障害福祉サービス

1 訪問系サービス	1 4
2 日中活動系サービス	1 4
3 居住系サービス	1 5
4 障害支援区分と利用できるサービス	1 5
5 相談支援事業	1 6
6 障害児通所支援	1 6
7 障害福祉サービスを受けるまでの流れ	1 7
8 利用者負担のしくみ	1 8
9 指定障害福祉サービス事業所一覧	1 9

6. 地域生活支援

1 地域活動支援センター	2 3
2 日中一時支援事業	2 4
3 地域生活支援を受けるまでの流れ	2 4

7. 各種控除・割引

1 所得税・住民税の控除	2 5
2 相続税の控除	2 6
3 贈与税の控除	2 7
4 自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免	2 8
5 NHK放送受信料の減免	2 9
6 NTT無料番号案内（ふれあい案内）	2 9
7 携帯電話料金の障がい者割引	3 0
8 点字郵便物等の郵便料の減免	3 0
9 官製はがき無料配布（青い鳥郵便葉書）	3 0

8. 交通機関の割引

1 JR各社旅客運賃等の割引	31
2 私鉄運賃の割引	31
3 航空旅客運賃の割引	32
4 バス運賃の割引	32
5 村営バス運賃の割引	32
6 タクシー料金の割引	33
7 有料道路交通料金の割引	33

9. 社会参加促進

1 障がい者タクシー券助成事業	34
2 身体障害者等用駐車施設利用証の交付	35
3 駐車禁止除外指定車標章の交付	36
4 ヘルプマーク	37

10. 就労

1 障害者就業・生活支援センター	38
2 公共職業安定所（ハローワーク）	38
3 障害福祉サービス	38

11. その他制度

1 郵便投票制度（選挙）	39
2 NET119緊急通報システム	39

1 2. 相談窓口

1 鮭川村役場	4 0
2 高齢者に関する総合的な窓口	4 0
3 難病に関する窓口	4 0
4 税金・年金に関する窓口	4 0

1 3. 地域の相談員

1 民生委員・児童委員	4 1
2 主任児童委員	4 1
3 身体障がい者相談員	4 2
4 知的障がい者相談員	4 2
5 人権擁護委員	4 2

1 4. 地域の公共施設

1 村内の施設	4 3
2 郡内の施設	4 3
3 県内の施設	4 4
4 福祉避難所	4 4

1 5. サービス早見表

1 自分が受けられるサービス	4 5
----------------	-----

1 6. 障がい者虐待

1 障がい者虐待対応窓口	4 8
--------------	-----

17. 参考資料

1	身体障害者障害程度等級表	49
2	特別障害者手当の対象基準表	53
3	障害児福祉手当の対象基準表	54
4	特別児童扶養手当の対象基準表	55
5	各種手当の所得限度額表	56
6	障がい者に関するマーク	57

◆◆ガイドブックの見方◆◆

「必要なもの」の欄について

- ・申請の際、申請書等の**所定の様式以外にご持参いただくものに下線**を引いています。
- ・申請書等の各種様式については、役場で用意しています。

1. 障害者手帳

1 身体障害者手帳

身体障がいのある方または保護者の申請によって交付されます。
障がいの種類や程度により、1級から6級まで区分されます。

申請より1か月から2か月で交付されます。

対象者

次の機能に障がいのある方

・視覚 ・聴覚 ・平衡機能 ・音声、言語機能 ・そしゃく機能

・肢体不自由（上肢・下肢・体幹）

・内部障害（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）

※障がいによっては、発症から一定期間を経過しないと認定されないものもありますのでご注意ください。

必要なもの

・身体障害者手帳交付申請書 ・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの

・身体障がい者診断書・意見書 ※1

・本人の写真 ※2（縦4cm×横3cm 1年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの）など

※1 手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、健康福祉課や病院でご確認ください。

※2 撮った写真を薄い紙にプリントアウトされたものは不可です。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

2 療育手帳

知的障がいのある方または保護者の申請によって交付されます。
障がいの程度により、A判定とB判定に区分されます。

対象者

18歳以前から知的障がいが生じていて、次の機関にて判定を受けた方

判定機関	■ 山形県福祉相談支援センター	予約が必要です
	・18歳未満の方・・・山形県児童相談所 ・18歳以上の方・・・知的障がい者更生相談所	☎ 023-627-1364 ☎ 023-627-1365

必要なもの

・療育手帳交付申請書 ・印鑑 ・個人票 ・世帯票 ・同意書

・療育手帳新規交付申請にかかる調査

・本人の写真 ※（縦4cm×横3cm 1年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの）

※ 撮った写真を薄い紙にプリントアウトされたものは不可です。

備考

・定期的に再判定が必要です。

・療育手帳の等級基準は都道府県で異なります。転出、転入の際はお問い合わせください。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方の申請によって交付されます。
障がいの程度により、1級から3級まで区分されます。

申請より1か月から2か月で交付されます。

対象者

精神に障がいがあり、精神科初診日から6か月以上経過している方
(詳しくは、医師にご相談ください。)

必要なもの

- ・ 障害者手帳申請書 ・ 印鑑 ・ マイナンバーがわかるもの
 - ・ 本人の写真 ※ (縦4cm×横3cm 1年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの) など
 - ※ 撮った写真を薄紙にプリントアウトされたものは不可です。
- 上記の他に以下の①～②のいずれかが必要です。**
- ① 精神障害者保健福祉手帳用の医師の診断書
 - ② 精神障がいを支給事由とする年金証書等の写し ・ 同意書

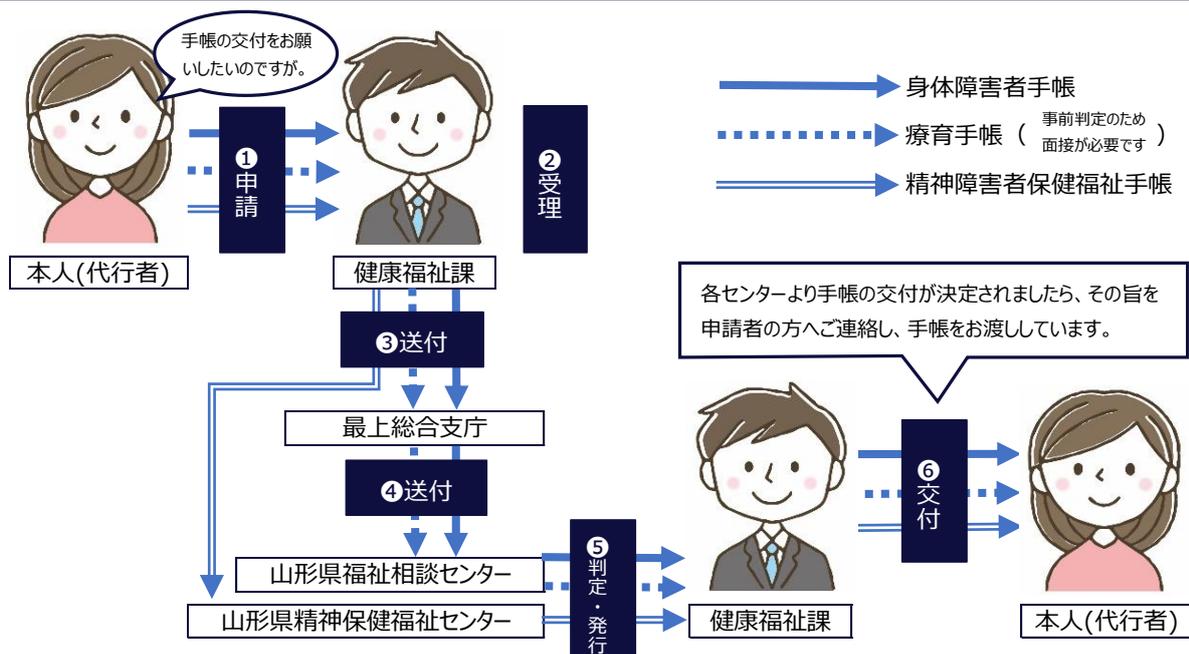
備考

- ・ 手帳の有効期限は2年間です。
- ・ 更新の手続きは有効期限の3か月前から申請できます。
- ・ 写真の添付は省略できます。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111 (内線134)

4 手帳交付までの流れ



変更などの手続き

下記のような変更等がありましたら、速やかに手帳・印鑑などをご持参のうえ、健康福祉課窓口にお越しください。

- 住所・氏名の変更 ● 手帳の紛失・き損 ● 写真が古くなったとき ● 障がいに該当しなくなったとき ※
- 障がいの程度が変わったとき (診断書が必要です) ● 本人が亡くなったとき ※ ● 手帳の再交付を受けたとき ※

※ 手帳を返還していただけます。

1 障害基礎年金（国民年金）

国民年金加入中に、病気やけがで一定の障がいがある状態になった時などに、年金が支給されます。

対象者

国民年金保険法に定める障がいの等級に該当し、次のいずれかの要件を満たしている方（障がいの等級は障害者手帳の等級とは異なります。）

- ・ 初診日に国民年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしていること。
- ・ 初診日に60歳以上65歳未満で、日本国内に住所があり、かつ保険料の納付要件を満たしていること（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます）。
- ・ 初診日に20歳未満であること（所得制限があります）。

支給額

該当等級（手帳の等級とは異なります）	支給額（物価変動に伴い変わる場合があります）
1級	65,141円/月×1.25+子の加算額
2級	65,141円/月+子の加算額

（令和2年4月時点予定金額）

問合せ

日本年金機構新庄年金事務所 ☎ 22-2050
健康福祉課介護医療係 ☎ 55-2111（内線133）

2 障害厚生年金（厚生年金）

厚生年金加入中に、病気やけがで一定の障がいがある状態になった時などに、年金が支給されます。

対象者

厚生年金保険法に定める障がいの等級に該当し、次のすべての要件を満たしている方（障がいの等級は障害者手帳の等級とは異なります。）

- ・ 初診日に厚生年金に加入していること。
- ・ 障害基礎年金（国民年金）の保険料の納付要件を満たしていること。

支給額

該当等級（手帳の等級とは異なります）	支給額（物価変動に伴い変わる場合があります）
1級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金
2級	報酬比例の年金額+配偶者加給年金
3級	報酬比例の年金額（最低保証額586,300円/年）

（令和2年4月時点予定金額）

問合せ

日本年金機構新庄年金事務所 ☎ 22-2050

3 特別障害者手当

20歳以上の方で、心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる在宅の方に支給される手当です。

対象者

重度の障がいの状態であり、かつ20歳以上の在宅の方で、次の①～③のいずれにも該当する方

- ①病院・診療所に3か月以上入院していないこと
- ②施設（児童、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に入所していないこと
- ③本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

支給額

月額 27,350円

支給月

2月・5月・8月・11月

必要なもの

- ・認定請求書 ・印鑑 ・診断書 ・所得状況届 ・同意書
- ・口座振込申込書 ・通帳（本人名義） ・住民票 ・年金証書（受給している方のみ）
- ・障害者手帳（交付を受けている方のみ） ・マイナンバーがわかるもの など

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

4 障害児福祉手当

20歳未満の方で、心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる在宅の方に支給される手当です。

対象者

重度の障がいの状態であり、かつ20歳未満の在宅の方で、次の①、②のいずれにも該当する方

- ①施設（児童福祉施設、障害者支援施設等）に入所していないこと
- ②本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

支給額

月額 14,880円

支給月

2月・5月・8月・11月

必要なもの

- ・認定請求書 ・印鑑 ・診断書 ・所得状況届 ・同意書
- ・口座振込申込書 ・通帳（本人名義） ・住民票 ・年金証書（受給している方のみ）
- ・障害者手帳（交付を受けている方のみ） ・特別児童扶養手当証書（受給している方のみ）
- ・マイナンバーがわかるもの など

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

5 特別児童扶養手当

重度の障がいのあるお子さん、もしくは日常生活において常に介護を必要とする病状にある20歳未満のお子さんがある家庭に支給される手当です。

対象者

日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児を養育している父母または父母にかわって養育している方で、次の①～③のいずれにも該当する方

- ① 児童福祉施設等に入所していないこと
- ② 本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと
- ③ 障がいを事由とする公的年金を受給していないこと

支給額

月額	1級	52,500円
	2級	34,970円

支給月

4月・8月・11月

必要なもの

- ・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 診断書 ・ 同意書
- ・ 口座申出書 ・ 通帳 (受給者名義) ・ 戸籍謄本
- ・ 障害者手帳 (交付を受けている方のみ) ・ マイナンバーがわかるもの など

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111 (内線135)

6 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることで、保護者に万が一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者

山形県内に住所を有する65歳未満の保護者で、扶養している障がいのある方が、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①知的障がいのある方
- ②身体障がい（身体障害者手帳1級から3級所持者）のある方
- ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、①または②と同程度と認められる方

掛金額

加入時年齢	35歳未満	35歳～	40歳～	45歳～	50歳～	55歳～	60歳～
掛金月額	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

支給額

月額 20,000円（1口加入の場合）
 月額 40,000円（2口加入の場合）

支給月

毎月

必要なもの

- ・ 加入等申込書 ・ 申込者（被保険者）告知書
- ・ 住民票（保護者および障がいのある方） ・ 障害者手帳 ・ 障害証明書
- ・ 年金管理者指定届出書（障がいのある方が年金を管理することが困難なとき） など

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

1 重度心身障がい（児）者医療

障がいのある方が医療機関などで受診したときの医療保険診療にかかる自己負担額を助成します。受診の際に重度心身障がい（児）者医療費受給者証を健康保険証と一緒に窓口へ提示してください。

対象者

医療保険に加入している方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級から2級の方
- ②療育手帳Aの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④公的年金障害等級1級の方
- ⑤特別児童扶養手当1級の方

助成額

区分	医療機関等での負担額
本人および扶養義務者が所得税非課税	自己負担額が無料（一部負担金なし）
本人または扶養義務者が所得税課税	自己負担額が1割（一部負担金あり） ただし、医療機関等ごとに次の額を上限とします。 ・外来 14,000円/月【年間上限 144,000円 ※1】 ・入院 57,600円/月【多数回 44,000円 ※2】

※1 8月から翌年7月までの1年間の上限額。

※2 過去12か月に3回以上上限まで支払った場合の4回目以降の上限額。

必要なもの

- ・ 障害者手帳 ・ 印鑑 ・ 健康保険証

問合せ

健康福祉課介護医療係 ☎ 55-2111（内線133）

2 自立支援医療（精神通院医療）

指定医療機関での自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担額を助成します。

対象者

精神的な病気により通院治療をされている方
（詳しくは精神障がいの診断または医療に従事する医師にご相談ください。）
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちでなくても受けられます。

必要なもの

- ・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 診断書（精神通院医療） ・ 同意書 ・ 健康保険証
・ マイナンバーがわかるもの など

※診断書は自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関の指定医師の記入によります。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

3 自立支援医療（育成医療）

指定の医療機関で受診した場合、自立支援医療受給者証を提示することにより医療費の自己負担額が軽減されます。

対象者

18歳未満のお子さんで、生まれつきの障がいや、病気などを放置すると将来において身体に障がいを残すと認められ、手術などを行うことにより、確実に障がいが軽減されると期待できる方（内反足、感音性難聴など）

※身体障害者手帳をお持ちでなくても受けられます。

※治療（開始）後の申請は認められませんのでご注意ください。

必要なもの

・申請書 ・印鑑 ・同意書 ・意見書 ・健康保険証

・マイナンバーがわかるもの など

※医療意見書は自立支援医療（育成医療）の指定医療機関の指定医師の記入によります。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

4 自立支援医療（更生医療）

指定の医療機関で受診した場合、自立支援医療受給者証を提示することにより医療費の自己負担額が軽減されます。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、身体機能の回復を図るため、その障がいそのものを軽減または除去するための医療を受ける方（人工透析・心臓手術・肝臓移植手術・人工関節の置換手術など）

必要なもの

・申請書 ・印鑑 ・同意書 ・意見書 ・医療費及び移送費概算額算出明細書

・健康保険証 ・マイナンバーがわかるもの など

※医療意見書は自立支援医療（更生医療）の指定医療機関の指定医師の記入によります。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

5 育成医療・更生医療申請の流れ

- ①対象の疾患が決まっているので健康福祉課にご相談ください。
- ②必要なものを揃えて健康福祉課に申請書を提出してください。
- ③健康福祉課から申請者へ決定通知、受給者証等をお送りします。
- ④医療機関にてお手続きください。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

1 補装具の支給

障がいにより失われたり低下したりした身体機能を補うための機器等を購入・修理・貸与するための費用を支給します。（治療用装具とは手続きが異なりますのでご注意ください。）

対象者

身体障害者手帳をお持ちの方または難病等により障がいのある方
 ※障がいの部位や程度により補装具の交付に制限があります。
 また、介護保険に該当する方については、一部の補装具は介護保険による貸与となります。

対象補装具

障がいの区分	種目
肢体不自由	・義手 ・義足 ・上肢装具 ・下肢装具 ・体幹装具 ・座位保持装置 ・車いす ・電動車いす ・クッション ・歩行器 ・歩行補助つえ ※座位保持いす・立位保持具・頭部保持具・排便補助具は児童のみ対象。
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障害	・重度障害者用意思伝達装具
視覚障がい	・盲人安全つえ ・義眼 ・眼鏡
聴覚障害	・補聴器

自己負担額

品目ごとの基準額の合計の1割
 （自己負担の上限37,200円。ただし、非課税・生活保護世帯の方の負担はありません。）
 ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。
 ※世帯の所得に応じて支払う費用の上限を設けています。

必要なもの

・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 意見書 ・ 見積書 ・ 障害者手帳
 ・ マイナンバーがわかるもの など
 ※申請する補装具ごとに必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。
 ※必ず購入・修理・貸与する前に申請の手続きを行ってください。購入後の申請は対象になりません。
 ※見積書の取扱業者は村へ登録した業者のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

2 日常生活用具の支給

障がいのある方に、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付します。

対象者

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方
 ※障がいの部位や程度により給付の条件が異なります。
 また、介護保険に該当する方については、一部の用具は介護保険による給付となります。

対象用具

種目	品目
介護・訓練支援用具	・特殊寝台 ・特殊マット ・特殊尿器 ・入浴担架 ・移動用リフト ・訓練いす（児のみ） ・訓練用ベッド
自立生活支援用具	・入浴補助用具 ・便器 ・頭部保護帽 ・T字杖 ・棒状のつえ ・移動・移乗支援用具 ・特殊便器 ・火災報知器 ・自動消火器 ・電磁調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養支援用具	・透析加温器 ・ネブライザー（吸入器） ・電気式たん吸引機 ・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） ・酸素ボンベ運搬車 ・盲人用体温計 ・盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	・携帯用会話補助装置 ・情報・通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用文字読上げ装置 ・視覚障害者用拡大読書器 ・盲人用時計 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人口喉頭 ・福祉電話（貸与） ・ファックス（貸与） ・点字図書
排泄支援用具	・ストーマ用装具（ストーマ用品、洗腸用具） ・紙おむつ等（紙おむつ・サラシ・ガーゼ等衛生用品） ・収尿器
住宅改修費	・手すりの取付け ・床段差の解消 など

自己負担額

品目ごとの基準額の1割（ただし、生活保護世帯の方の負担はありません。）
 ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。

必要なもの

・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 見積書 ・ 障害者手帳
 ・ マイナンバーがわかるもの など
 ※必ず購入・修理する前に申請の手続きを行ってください。購入後の申請は対象になりません。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

3 補装具・日常生活用具申請の流れ

- ①対象となる用具・必要となる書類が決まっているので健康福祉課にご相談ください。
- ②必要な書類を揃えて健康福祉課に申請してください。
※補装具の一部の用具につきましては、山形県の判定が必要になりますので、お時間がかかります。
- ③健康福祉課から申請者へ決定通知、給付券（日常生活用具の場合）／支給券（補装具の場合）をお送りします。
- ④見積業者にて購入・修理をしてください。

問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

4 障がい児紙おむつ支給

心身に重度の障がいがあり、常時紙おむつを必要とする20歳未満の在宅の障がい児を対象に、家族の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

対象者

重度の障がいの状態であり、かつ20歳未満の在宅の方で、次の①～③のいずれにも該当する方

- ①常時失禁状態にあり、概ね3か月以上おむつを使用していることについて、医師から確認を受けた方
- ②身体障害者手帳1級・2級または療育手帳をお持ちの方
- ③対象者の属する世帯員の合計所得税額が50万円未満の方

給付額

月額 5,000円以内

必要なもの

・調書 ・申請書 ・印鑑
・見積書 ・障害者手帳

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

5 ねたきり高齢者等介護用品支給

心身に重度の障がいがあり常時紙おむつを必要とする在宅の障がいのある方を対象に、
家族の負担を軽減するため、介護用品を支給します。

対象者

重度の障がいの状態であり、かつ在宅の方で、次の①～②のいずれにも該当する方

①常時失禁状態にある重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

②対象者の属する世帯員の合計所得税額が10万円以下の方

※生活保護受給者は除く。

支給物

種目		支給の数量	
紙おむつ	フラット型	90枚	
	テープ止型	M	30枚
		L	26枚
パンツ型	M	20枚	
	L	18枚	
尿取りパット		150枚	

支給月

毎月

必要なもの

・申請書 ・印鑑 ・障害者手帳
・同意書

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線135）

6 在宅酸素療法者支援事業

在宅酸素療法を行っている呼吸器障害の方に、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

対象者

身体障害者手帳の呼吸器障害3級から5級の所持者で、
医師の指示で在宅酸素療法を行っている方

助成額

月額 1,600円

助成月

4月（前年の4月から当年の3月分）

必要なもの

・申請書 ・酸素濃縮器使用指示書 ・酸素濃縮器使用証明書
・印鑑 ・障害者手帳 ・通帳（本人名義）

※事前に登録が必要です。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

7 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の早期装用を促し、言語学習などの発達支援を図るために必要な補聴器の購入に係る費用を助成します。

対象者

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児
(両耳の聴力のレベルが30デシベル以上70デシベル未満)

助成額

購入額の2/3

自己 負担額

購入額の1/3

※品目ごとに基準額が定められており、基準額を超えた部分は全額自己負担になります。

必要な もの

・申請書 ・印鑑 ・意見書 ・見積書

※必ず購入する前に申請の手続きを行ってください。購入後の申請は対象になりません。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111 (内線134)

1 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいで常に介護を必要とする方に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある方に、移動に必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

2 日中活動系サービス

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援から一般就労へ移行した障がいのある方の就労の継続を図るため、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

3 居住系サービス

名称	内容
自立生活援助	ひとり暮らしをしている方に、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

4 障害支援区分と利用できるサービス

障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

なお、支給決定に伴うサービス量については、利用者の状況を勘案したうえで適切なサービス量を決定します。

区分	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護			○	○	○	○	○	○
重度訪問介護						○	○	○
重度障害者等包括支援								○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○	○
行動援護					○	○	○	○
生活介護				※50歳以上は 区分2から	○	○	○	○
短期入所	○		○	○	○	○	○	○
施設入所支援					※50歳以上は 区分3から	○	○	○
療養介護							※筋ジストロ フィー患者、重症 心身障害者は区 分5から	○

※○が利用できる障害支援区分です。

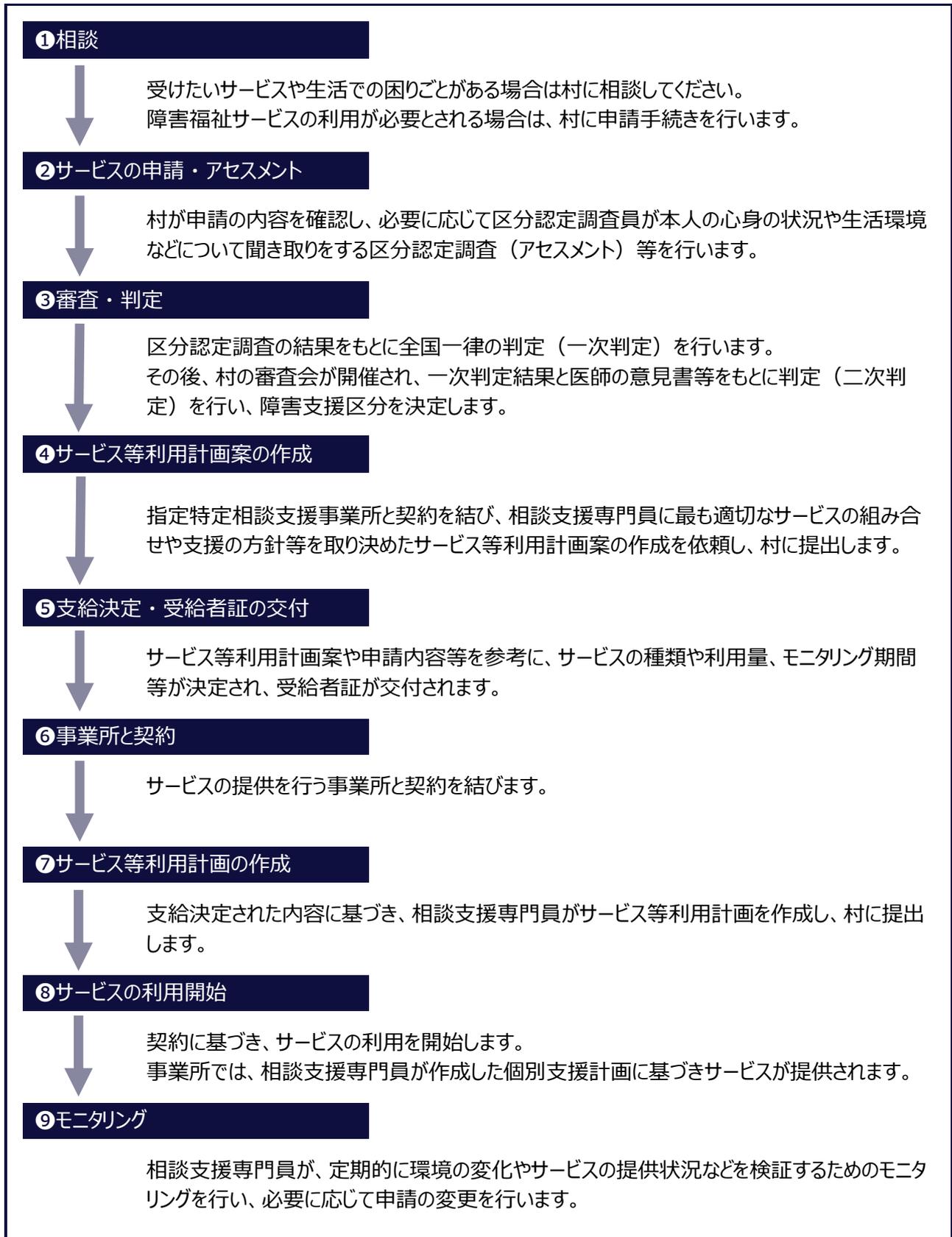
5 相談支援事業

名称	内容
計画相談支援	障がいのある方の状況や生活環境を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や適切な支援となっているか確認するモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。
障害児相談支援	障がいのあるお子さんに対する障害児支援利用計画書等の作成やモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入居している方や精神科病院に入院している方に対して、住居確保に関する事など、地域生活に移行するために必要な相談支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らし等の方に対して、連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急時の緊急訪問や緊急対応等を行います。

6 障害児通所支援

名称	内容
児童発達支援	未就学の障がいのあるお子さんに、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由のあるお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのあるお子さんに、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのあるお子さんに、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい等がある未就学のお子さんであり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なお子さんに、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

7 障害福祉サービスを受けるまでの流れ



※ご利用になるサービスにより、手順が異なる場合があります。

8 利用者負担のしくみ

障害福祉サービスの利用者負担は、原則として1割負担となりますが、所得に応じて次の利用者負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらずそれ以上の負担は生じません（幼児教育無償化 ※の対象を除く）。

区分	収入状況等		利用者負担上限月額	
			18歳未満	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯		0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯のうち 本人の年収80万円以下		0円	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯 (低所得1に該当する者を除く)		0円	0円
一般1	市町村民 税課税世 帯	所得割16万円未満		9,300円
		所得割 28万円未満	居宅・通所利用者	4,600円
			入所施設利用者	9,300円
一般2	上記以外		37,200円	37,200円
所得判断の世帯の範囲 ※施設入所の18歳・19歳の障がい者は18歳未満と同等。			保護者の 属する世帯	障がいにある人と その配偶者

※ 幼児教育無償化とは、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間について、児童福祉法に基づくサービス（児童発達支援等）を利用する場合に、利用者負担が無償となるものです。

9 指定障害福祉サービス事業所一覧

(1) 訪問系サービス事業所

事業所名	住所	電話番号	居宅 介護	重度 訪問 介護	同行 援護	行動 援護
もみの木訪問介護事業所	新庄市五日町字宮内240-2	☎ 22-5790	●	●	●	●
ケアワーク新庄	新庄市上金沢町9-37	☎ 28-8115	●	●		
ニチイケアセンター若葉	新庄市若葉町24-19 スプレム21-1階	☎ 28-0050	●	●		
新庄地域福祉事務所 ヘルパーステーションさんのぼり	新庄市小田島町2-1	☎ 28-9371	●	●		
カイセイ居宅介護事業所	新庄市末広町7-4	☎ 29-2912	●	●	●	●
どんぐり	新庄市本町6-11	☎ 29-4556	●	●	●	●
訪問介護事業所・のぞみ	新庄市金沢2575	☎ 23-5071	●	●		
SOMPOケア 新庄金沢 訪問介護	新庄市金沢1863-1	☎ 28-8266	●	●		
最上町社会福祉協議会 指定訪問介護支援事業所	最上町大字向町43-1	☎ 43-3180	●	●		
訪問介護事業所えんじゅ	舟形町長者原1712-1	☎ 32-3550	●	●		
障害者ホームヘルパー ステーション「ゆうゆう」	真室川町大字新町469-5	☎ 62-3431	●	●		
ホームヘルプサービスひまわり	戸沢村大字蔵岡字野中沢前山 2759	☎ 34-7011	●	●		

(2) 日中活動系サービス事業所

事業所名	住所	電話番号	生活 介護	就労 移行 支援	就労継続支援		就労 定着 支援	短期 入所
					A型	B型		
さくらはうす	新庄市金沢1439-22	☎ 23-1123	●			●		
障害福祉サービス事業所友愛園	新庄市仁間字野際285	☎ 23-4516	●	●		●	●	
指定障害福祉サービス事業所 すぎのこハウス	新庄市五日町1400-4	☎ 29-4682	●			●		
指定障害福祉サービス事業所 すぎのこハウス (かねやまハウス)	金山町金山267-23	☎ 52-7645	●			●		
そら	新庄市鳥越483-4	☎ 22-3880	●					
指定障がい福祉サービス事業所 きずな	新庄市若葉町13-19	☎ 32-0508	●			●		
最上ふれあい学園	最上町大字富沢字大明神4467	☎ 45-2236	●					●
もがみハウス	最上町満澤309-1	☎ 43-2050	●			●		
障がい者支援施設光生園	舟形町舟形4733	☎ 32-2770	●					●
スマッシュ長沢	舟形町長沢字平石3826	☎ 32-1812	●		●			
指定障害者支援施設清流園	戸沢村大字蔵岡字上ノ山3718	☎ 72-3655	●					●
フロンティア	新庄市角沢734-2	☎ 32-1113		●		●		
すてっぷハウス	新庄市若葉町2-2	☎ 090-1372-4523		●		●		
就労移行支援事業所 ピース 第Ⅱ本町	新庄市本町7-31 ユニオン本町ビル	☎ 32-1461		●				
JuJu・若葉	新庄市若葉町9-53	☎ 32-1551		●		●		
ライムハウス (来夢家)	新庄市十日町2753-17	☎ 32-0552		●		●		
さけがわりハビリセンター	鮭川村庭月55-1	☎ 55-2916		●		●		
就労継続支援 (A型) 事業所 ピースしみず	新庄市金沢1790	☎ 28-0020			●			
就労継続支援 (A型) 事業所 ピース東山	新庄市金沢1587-2	☎ 32-0790			●			
就労継続支援 (A型) 事業所 ピース五日町	新庄市五日町字清水川1303-3 ユニオン五日町ビル1F	☎ 29-3651			●			
JuJu・マルシェ	新庄市本町6-11	☎ 23-2345			●			
エポック	新庄市松本277	☎ 32-1113			●			

事業所名	住所	電話番号	生活 介護	就労 移行 支援	就労継続支援		就労 定着 支援	短期 入所
					A型	B型		
シャイニー新庄升形	新庄市升形1047-1	☎ 32-1727			●			
就労継続支援（A型）事業所 ピース本町	新庄市本町7-31 ユニオン本町ビル	☎ 32-1461			●			
大樹	新庄市十日町字高壇1302-5	☎ 32-0908				●		
たんぼぼ作業所	新庄市堀端町7-40	☎ 23-8556				●		
就労継続支援（B型）事業所 ピース 第三本町	新庄市本町7-31 ユニオン本町ビル	☎ 32-1461				●		
にじいろ	舟形町舟形43	☎ 29-6700				●		

（3）居住系サービス事業所

事業所名	住所	電話番号	共同生活援助		施設 入所 支援
			包括型	外部 サービス型	
グループホームピース 新庄	新庄市金沢下田町6-6	☎ 23-6027	●		
あじさい館（新庄）	新庄市大町2-59	☎ 32-1371	●		
グループホームくれよんはうす	新庄市鳥越483-4	☎ 23-6681	●		
一体型指定共同生活援助 事業所ステップ	戸沢村蔵岡字上ノ山2905-42	☎ 32-0782	●		
PFC HOSPITALグループ	新庄市大字福田806	☎ 22-2047		●	
ポリス	新庄市本町6-11	☎ 29-4556		●	
グループホームあたしん家	新庄市住吉町1051-2	☎ 29-3871		●	
グループホームラティウム	新庄市松本277	☎ 32-1113		●	
はやて	新庄市大町3-32	☎ 32-0510		●	
最上ふれあい学園	最上町大字富沢字大明神4467	☎ 45-2236			●
障がい者支援施設光生園	舟形町舟形4733	☎ 32-2770			●
指定障害者支援施設清流園	戸沢村大字蔵岡字上ノ山3718	☎ 72-3655			●

(4) 相談支援事業所一覧

事業所名	住所	電話番号	計画相談支援		地域移行支援	地域定着支援
			者	児		
最上相談支援事業所	新庄市大字仁間字野際285	☎ 23-2172	●	●		
福祉サポートセンター山形	新庄市本町6-11	☎ 29-4556	●	●	●	●
指定相談支援事業所 すぎのこハウス	新庄市十日町1400-4	☎ 29-4682	●			
相談支援事業所ころ	新庄市金沢1439	☎ 23-6681		●		
指定相談支援事業所 ピース	新庄市本町7-31 ユニオンソーシャル本町ビル402	☎ 32-0520	●	●	●	●
ハート・のぞみ	新庄市金沢2575	☎ 23-5071	●	●	●	●
サポートセンターみらい	最上町富沢4467	☎ 45-2236	●	●	●	●
障がい者相談支援事業所 光生園	舟形町舟形4733	☎ 32-2770	●	●	●	●
サポートセンターあかつき	戸沢村大字蔵岡字上ノ山 2905-42	☎ 32-0782	●	●	●	●

(5) 障害児通所支援事業所

事業所名	住所	電話番号	児童発達支援	放課後等 デイサービス
くれよんはうす	新庄市金沢1439-22	☎ 23-6681		●
あおぞらはうす	新庄市大字鳥越483-4	☎ 22-3880	●	●
キッズサポート ことばのつばさ	新庄市若葉町1-7	☎ 77-4194	●	●
にじいろはうす	新庄市小田島町401-1	☎ 23-1313		●
児童デイサービス・アニマート しんじょう	新庄市鳥越字新町後1003-4	☎ 32-1727	●	●
デイサービスオープンハウス こんぺいとう	新庄市住吉町1-12	☎ 29-2301	●	●
セラピーファームめぐたま	金山町大字金山2277	☎ 52-2355	●	●

1 地域活動支援センター

創作活動や生産活動、交流活動等ができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

支援種別

種別	内容
I 型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人を対象に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

対象事業所

最上管内の対象事業所

事業所名	所在地	電話番号	種別	主な障がい
地域活動支援センター ふあーの木	新庄市仁間30-1	☎ 23-0370	II 型	精神

必要なもの

・ **申請書** ・ **印鑑** ・ **障害者手帳**
 ※利用できる事業所は村と契約した事業所のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111 (内線134)

2 日中一時支援事業

日中における活動の場および一時受入れの場を提供し、障がいのある方等とその家族の生活を支援します。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の いずれかをお持ちの方	自己 負担額	利用額の1割
------------	---	-------------------	--------

必要なもの ・申請書 ・印鑑 ・障害者手帳
※利用できる事業所は村と契約した事業所のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

3 地域生活支援を受けるまでの流れ

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その方の状況に応じたサービスが受けられます。

①相談

村にお問い合わせください。
村で状況をお尋ねし、相談を受け付けています。

②申請

申請書を提出します。
申請には障害者手帳が必要です。

③決定・交付

決定通知書を交付します。

④利用開始

事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。

1 所得税・住民税の控除

障がいのある方が、所得税や住民税の納税義務者本人または同一生計配偶者や扶養親族である場合、障がい者控除として、一定の金額が所得金額から差し引かれます。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、または扶養している方

障害者控除額

区分	対象	所得金額から控除される額
特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得税 400,000円
		住民税 300,000円
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級から6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2級・3級 	所得税 270,000円
		住民税 260,000円

※同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、同居を常況としている場合は、所得税は750,000円、住民税は530,000円が所得控除されます。

※住民税は、障がいのある方本人の合計所得が135万円以下の場合には課税されません。

手続き

年末調整や確定申告等の際に申告してください。

問合せ

住民税務課税務係 ☎ 55-2111（内線123）
新庄税務署 ☎ 22-5111

2 相続税の控除

障がい者が相続により財産を取得する場合に、障がいの程度、年齢に応じて税額から一定額が控除されます。

対象者

- ①日本国内に住所があること
- ②障がい者であること（特別障害者・一般障害者）

区分	手帳の種類（障がいの区分）
特別障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級
一般障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級から6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級・3級

- ③法定相続人であること
- ④障がい者である相続人が相続財産を取得すること

障害者控除額

区分	控除額
特別障害者	200,000円×（85歳-相続開始時の年齢）
一般障害者	100,000円×（85歳-相続開始時の年齢）

問合せ

新庄税務署 ☎ 22-5111

3 贈与税の控除

特定障害者が贈与を受ける場合に、「特定障害者扶養信託契約」により、一定の信託契約に基づき財産の信託があった場合には、その信託価格のうち6,000万円まで非課税となります。

対象者	区分	手帳の種類（障がいの区分）
	特別障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級
	特定障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳2級・3級

障害者 控除額	区分	控除額
	特別障害者	6,000万円まで非課税
	特定障害者	3,000万円まで非課税

問合せ 新庄税務署 ☎ 22-5111

4 自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免

障がいのある方（障がいのある方が18歳未満または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、生計を一にする方を含む。）が自動車を購入、所有される場合に、税金の減免を行います。

対象者	手帳の種類（障害の区分）	障がいのある方が運転	障がいのある方と生計を一にする方などが運転	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級1号	1級から4級1号	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）		
	肢体不自由 ★	上肢	1級・2級の2号	1級・2級の2号
		下肢	1級から6級	1級から3級1号
		体幹	1級から3級・5級	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能 ★	1級から6級	1級から3級
		・心臓 ・じん臓 ・呼吸器 ・小腸 ・ぼうこう ・直腸機能障害	1級・3級	1級・3級
	・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 ・肝臓機能障害	1級から3級	1級から3級	
	療育手帳		A判定	
	精神障害者保健福祉手帳		1級	

※自動車の所有者は、障がいのある方本人に限ります（障がいのある方が18歳未満や精神障がい者の場合は除きます）。

※障がいのある方1人につき1台のみ減免を受けることができます。

※身体障がい2つ以上ある場合、減免の対象になるかどうかについてはそれぞれの等級で判断します。

※★印の障がいの等級が7級であり、他の障がいを有することにより身体障害者手帳の交付を受けている方については、障がいの等級を6級とみなします。

※課税額が減免額の上限を超えた場合、その差額については納税が必要になります。

必要なもの

・障害者手帳 ・印鑑 ・車検証 ・運転免許証 ・納税通知書
・マイナンバーカード など

※生計を一にする方などが運転する場合は、他にも必要書類があります。

問合せ

自動車税 最上総合支庁税務課 ☎ 29-1229

軽自動車税 住民税務課税務係 ☎ 55-2111（内線123）

5 NHK 放送受信料の減免

障がいのある方がいる世帯のNHK放送受信料が減免されます。

免除対象	全額免除	世帯全員が市町村民税非課税で世帯員の中に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯
	半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が視覚障害者または聴覚障害者 ・世帯主が身体障害者手帳1級・2級の方 ・世帯主が療育手帳Aの方 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級の方

必要なもの

- ・申請書
- ・印鑑
- ・同意書
- ・障害者手帳

問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111 (内線134)
NHKふれあいセンター ☎ 0570-077-077

6 NTT 無料番号案内（ふれあい案内）

無料で電話番号案内（104番）を受けることができます。

対象者	手帳の種類（障がいの区分）		等級
身体障害者手帳	視覚障害		1級から6級
	聴覚障害		2級から4級・6級
	音声、言語またはそしゃく機能障害		3級・4級
	肢体不自由	上肢	1級・2級
		体幹	1級・2級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
移動機能		1級・2級	
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			

手続き 事前にフリーダイヤル
☎ 0120-104174
で申込み手続きを行う。

利用方法 104番を利用する際、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号をオペレーターに伝えてください。

問合せ NTT東日本 ふれあい案内 ☎ 0120-104174

7 携帯電話料金の障がい者割引

障害者手帳をお持ちの方が携帯電話を使用する際、基本使用料や各種サービスの月額使用料が割引になります。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

問合せ 各携帯電話会社

8 点字郵便物等の郵便料の減免

点字郵便物等を発送する際に、郵便料金が減免されます。

対象郵便物	種別	内容
	心身障害者用ゆうメール	日本郵便が指定する図書館と重度障がいのある方との間で、図書の貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます（重量は3kg以内）。
	聴覚障害者用ゆうパック	図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と聴覚障がいのある方との間で、ビデオテープその他録画物を貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます（重量は3kg以内）。
	点字ゆうパック	図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と視覚障がいのある方との間で、大型の点字図書等を貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます。

問合せ 各郵便局

9 官製はがき無料配布（青い鳥郵便葉書）

障がいのある方に通常はがき20枚を無料で差し上げます。

対象者 ・身体障害者手帳1級・2級の方
・療育手帳Aの方

受付期間 4月1日から6月1日

手続き 最寄りの郵便局の窓口障害者手帳を持参し、手続きが必要です。郵送による申込も可能です。

問合せ 各郵便局

1 JR 各社旅客運賃等の割引

身体障がい者、知的障がい者及びその介護者がJR各社の運営する鉄道、航路、自動車道及び連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車船する場合に、運賃等が割引されます。

対象者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方と付き添いの方1名
※乗車券の購入時に手帳の提示が必要です。

割引額	区分	条件	割引率
	普通乗車券	第1種、第2種のご本人が単独で片道100kmを超え乗車する場合	5割引
		第1種の方が付き添いの方同伴で乗車する場合	5割引
	定期乗車券	第1種、満12歳未満の第2種の方が付き添いの方同伴で乗車する場合	5割引
	回数乗車券 急行券	第1種の方が付き添いの方同伴で乗車する場合	5割引

問合せ JR各社

2 私鉄運賃の割引

JR各社旅客運賃等の割引制度に準じて、運賃割引の制度があります。
※事前に確認のうえご利用ください。

対象者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方と付き添いの方1名
(JR各社に準じる)

問合せ 私鉄各社

3 航空旅客運賃の割引

障がいのある方およびその介護者が定期航空路線の国内線区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引される制度があります。詳しくは各航空会社でご確認ください。

対象者

12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付）のいずれかをお持ちの方と付き添いの方1名

問合せ

各航空会社支店・営業所又は指定代理店

4 バス運賃の割引

障がいのある方が山交バスを利用するとき、割引が適用されます。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
※割引を受けるためには手帳の提示が必要です。

割引額

区分	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		
	1種	2種	A判定	B判定	1級	2級・3級	
一般路線	ご本人	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引
	付き添いの方	5割引	—	5割引	—	5割引	—
定期路線	ご本人	5割引	5割引	5割引	5割引	—	—
	付き添いの方	5割引	—	5割引	—	—	—

問合せ

山交バス案内センター ☎ 023-632-7272

5 村営バス運賃の割引

障がいのある方が村営バスを利用するとき、割引が適用されます。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

割引額

バス運賃より100円割引
※割引を受けるためには手帳の提示が必要です。

問合せ

住民税務課危機管理係 ☎ 55-2111（内線113）

6 タクシー料金の割引

障がいのある方がタクシーを利用するとき、料金を割引します。

対象者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

割引額 料金の1割
※割引を受けるためには手帳の提示が必要です。
※障がい者タクシー券助成との併用もできます。

問合せ 各タクシー会社

7 有料道路交通料金の割引

障がいのある方が有料道路を利用するとき、通行料の割引を行います。

対象者 身体障害者手帳または療育手帳の1種をお持ちの方
※旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が2種の方は、本人の運転のみ対象です。
※療育手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が2種の方は対象となりません。

注意事項

- ・利用できる車は1台に限られています。
- ・車の所有者は、本人または親族（ローン・長期リースの場合は使用者が本人または親族）。
- ・障がいのある方などの勤務する会社の車（自営含む。）は認められません。

割引額 通常料金の5割
※ETCを利用しない場合は料金所で手帳を提示してください。

手続き 2年間（初回または変更の申請をした日から本人の2回目の誕生日まで）
※更新手続きは有効期限の2か月前からできます。

必要なもの

- ・ 障害者手帳
- ※身体障害者手帳・療育手帳の両方をお持ちの方は両方ともお持ちください。
- ・ 車検証 ・ 運転免許証
- <ETCを利用する場合は以下のものも必要になります。>
- ・ ETCカード（障がいのある方本人名義のもの）
- ・ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

問合せ 健康福祉課福祉係 ☎55-2111（内線134）

1 障がい者タクシー券助成事業

身体に障がいのある人を対象に、安全・安心な移動手段の確保と負担の軽減のため、タクシーの利用費用およびガソリン費用の一部を助成します。

対象者

- 次の①～③のいずれにも該当する方
- ①村に住所を有し、かつ現に居住している方
 - ②下肢、体幹、移動機能、視覚、内部障害のいずれかで身体障害者手帳 1 級から 3 級をお持ちの方
 - ③対象者本人の前年度分の村民税所得割が課税されていない方。

助成額

種別	助成額
タクシー利用券	基本料金（初乗り料金）×24枚
燃料購入券	200円×24枚

指定企業

次の指定企業で使用できます。

種別	企業名	電話番号
タクシー利用券	(株) 新庄タクシー	☎ 22-3955
	(株) 新庄タクシー真室川営業所	☎ 62-2431
	最上観光タクシー (株)	☎ 22-2525
	カイセイカンパニー	☎ 29-2912
燃料購入券	もがみ中央農業協同組合 鮭川支店	☎ 55-2211
	もがみ中央農業協同組合 大豊支店	☎ 55-2622
	(株) マルヨシ燃料	☎ 55-2688

必要なもの

- ・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 障害者手帳

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111 (内線134)

2 身体障害者等用駐車施設利用証の交付

公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている身体障害者等用駐車スペースに駐車する際の利用証を交付します。

対象者	手帳の種類（障がいの区分）	交付基準	
身体障害者手帳	視覚障害	4級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓機能障害	4級以上	
	じん臓機能障害	4級以上	
	呼吸器障害	4級以上	
	ぼうこうまたは直腸機能障害	4級以上	
	小腸機能障害	4級以上	
	肝臓機能障害	4級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
療育手帳	A判定		
その他	特定疾患医療受給者	特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者	
	高齢者等	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の方	
	妊産婦	妊娠7か月から産後1年までの方	
	けが人または病気等の方	けがまたは病気等により歩行が困難な方	

必要なもの

- ・申請書 ・障害者手帳等
- ・身分証明書（障害者本人以外の方が申請する場合）

問合せ

最上総合支庁地域保健福祉課 ☎ 29-1277
健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

3 駐車禁止除外指定車標章の交付

歩行が困難な障害のある方が自ら運転するときまたは家族が運転する車に同乗するとき、駐車禁止の指定がされている場所でも、やむを得ない場合は他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

対象者	手帳の種類（障害の区分）	障がいのある方が運転	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢	1級・2級の1・2級の2
		下肢	1級から4級
		体幹	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級（—上肢のみの運動機能障害は除く。）
		移動機能	1級・2級
	心臓機能障害	1級・3級	
	じん臓機能障害	1級・3級	
	呼吸器機能障害	1級・3級	
	ぼうこうまたは直腸機能障害	1級・3級	
	小腸機能障害	1級・3級	
	肝臓機能障害	1級から3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	
療育手帳	A判定		
精神障害者保健福祉手帳	1級		
色素性乾皮症患者の方	色素性乾皮症患者の認定を受けている方（昼間に限る）		

必要なもの

- ・申請書 ・印鑑 ・障害者手帳等
- ・住民票または戸籍謄本（障害者本人以外の方が申請する場合）

問合せ

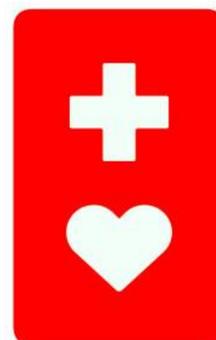
新庄警察署 ☎ 22-0110

4 ヘルプマーク

ヘルプマークとは？

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲にそれを知らせることで援助を得やすくなるためのマークです。

ヘルプマークを提示された時や付けている方が困っている様子を見かけた時は、支援や配慮をお願いします。



対象者

障がいのある方
その他支援を必要とする方

記載 内容

・本人の基本情報 ・連絡先
・苦手なこと ・必要な支援 など

配布 場所

・鮭川村役場 健康福祉課

問合せ

健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線134）

1 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、身近な地域において必要な指導・助言などの支援を行っています。

問合せ 最上障害者就業・生活支援センター
〒996-0085 新庄市堀端町8-3 ☎ 23-4528

2 公共職業安定所（ハローワーク）

就職を希望する障がいのある方に対して、求人検索や就職相談、職業紹介を行っています。

問合せ 新庄公共職業安定所
〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎内 ☎ 22-8609

3 障害福祉サービス

詳しくは、14ページをご覧ください

1 郵便投票制度（選挙）

投票に行くことが困難な障がいのある方は、村選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」を添えて申請すると郵便で投票することができます。

対象者	手帳の種類（障害の区分）		障害の等級
	身体障害者手帳	肢体不自由	両下肢
体幹			1級・2級
乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害		移動機能	1級・2級
心臓機能障害		1級・3級	
じん臓機能障害		1級・3級	
呼吸器機能障害		1級・3級	
ぼうこうまたは直腸機能障害		1級・3級	
小腸機能障害		1級・3級	
肝臓機能障害		1級から3級	
免疫機能障害		1級から3級	

問合せ 鮭川村選挙管理委員会 ☎ 55-2111（内線214）

2 NET119 緊急通報システム

聴覚・言語機能に障がい等のある方が、外出先等自宅以外の場所からもスマートフォンにより救急・火事・事故等の緊急通報を行うことができるシステムです。各地域から通報可能です。

対象者	最上管内に在住、在勤又は在学の聴覚・言語機能に障がいがあり、音声電話音声による119番通報が困難な方	必要なもの	・ <u>障害者手帳</u> ・ <u>身分証明書</u>
			・ <u>登録に使うスマートフォン</u>

※インターネットによる申請も可能です。

問合せ 最上広域市町村圏事務組合消防本部通信指令課 ☎ 22-7521

1 鮭川村役場

〒999-5292 鮭川村大字佐渡 2003 番の7 ☎ 55-2111 FAX 55-3269

係名	内容	
福祉係	障害関係	障害者手帳、福祉サービスの相談・手続きを行います。
	保育関係	保育所などの相談・手続きを行います。
	高齢者関係	生活保護、高齢者サービスの相談・手続きを行います。
介護医療係	介護保険関係	介護保険などの相談・手続きを行います。
	国民健康保険関係	国民健康保険、医療費、年金などの相談・手続きを行います。
健康推進係	健康診断関係	健康診断、検診、予防接種などの相談・手続きを行います。
	母子保健関係	母子、乳幼児などの相談・手続きを行います。

2 高齢者に関する総合的な窓口

名称	郵便番号	所在地	電話番号
地域包括支援センター	〒999-5292	鮭川村大字佐渡2003-7	☎ 55-2111

3 難病に関する窓口

名称	郵便番号	所在地	電話番号
最上保健所	〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	☎ 22-1268

4 税金・年金に関する窓口

名称	郵便番号	所在地	電話番号
新庄税務署	〒996-0001	新庄市五日町字宮内241番地	☎ 22-5111
新庄年金事務所	〒996-0001	新庄市五日町225-2	☎ 22-2050

1 民生委員・児童委員

民生委員は、生活に困っている方、障がいのある方、児童、高齢者、ひとり親家庭などでいろいろな悩みを持っている方々の相談相手となり、また地域住民と関係機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努めます（児童委員も兼ねています）。

No.	氏名	担当地区	電話番号
1	今田 伸一	上絵馬河、下絵馬河、泉川	☎ 55-3766
2	田中 トモ子	川口、左道、米	☎ 55-3821
3	阿部 幸一	鶴田野、日下一区、日下二区	☎ 55-2516
4	山科 洋子	向居、上大淵	☎ 55-2432
5	矢口 正隆	佐渡、真木、松沢	☎ 55-3717
6	土田 吉弥	段の下、中渡	☎ 55-2068
7	荒木 篤	清水田、小和田、羽根沢、温泉	☎ 55-2304
8	安彦 江美	上野、小杉、本村、中組	☎ 55-2597
9	五十嵐 正男	下芦沢、上芦沢、田の沢、大芦沢	☎ 55-2054
10	井上 智恵美	木の根坂、丸森	☎ 55-2004
11	藤田 智昭	岩下、岩木、谷地	☎ 55-3446
12	沓澤 克や	庭月、西村、観音寺、高土井	☎ 55-3522
13	黒坂 良則	上石名坂、中石名坂、下石名坂、南石名坂	☎ 55-2925
14	菅原 宮子	小反、新道、府の宮	☎ 55-3548
15	栗田 吉男	水野新田、小舟山、上牛潜、下牛潜	☎ 55-2964
16	高橋 多喜子	上京塚、中京塚、下京塚、山月立	☎ 55-2313

2 主任児童委員

No.	氏名	担当地区	電話番号
1	遠田 旭有	全地域	☎ 55-2320
2	高嶋 美恵	全地域	☎ 55-3559

3 身体障がい者相談員

身体障がい者の生活上の様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう支援を行います。
 役場とのパイプ役になったり、障がい者の社会参加に関する地域や行事を公的機関、関係機関と協力したりします。

氏名	住所	電話番号
柿崎 與四郎	鮭川村大字曲川	☎ 55-2075
早坂 修一	鮭川村大字佐渡	☎ 55-2566

4 知的障がい者相談員

知的障がい者の生活指導や養育など様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう支援を行います。
 役場とのパイプ役になったり、障がい者の社会参加に関する地域や行事を公的機関、関係機関と協力したりします。

氏名	住所	電話番号
荒木 榮子	鮭川村大字中渡	☎ 55-3610

5 人権擁護委員

人権についての相談に応じ、問題解決に向けた支援を行うほか、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済する手伝いを行います。

人権擁護委員にご相談がある際は、鮭川村住民税務課住民生活係 ☎ 55-2111（内線 122）までご連絡ください。

氏名	氏名	氏名
高橋 眞一	山科 洋子	高橋 清蔵

1 村内の施設

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鮭川村中央公民館	〒999-5201	鮭川村大字京塚1324-2	☎ 55-3051
鮭川村保健センター	〒999-5202	鮭川村大字佐渡835-4	☎ 64-5120
鮭川保育所	〒999-5202	鮭川村大字佐渡2001-1	☎ 55-2134
こまどり保育所	〒999-5201	鮭川村大字京塚1323-1	☎ 55-2376
鮭川小学校	〒999-5202	鮭川村大字佐渡2000-2	☎ 55-2607
鮭川中学校	〒999-5207	鮭川村大字庭月2510-1	☎ 55-3090
鮭川村子育て支援センター	〒999-5201	鮭川村大字京塚1324-2	☎ 55-2376
鮭川村地域包括支援センター	〒999-5292	鮭川村大字佐渡2003-7	☎ 55-2111
鮭川村社会福祉協議会	〒999-5202	鮭川村大字佐渡893	☎ 55-3653

2 郡内の施設

名称	郵便番号	所在地	電話番号
新庄警察署	〒996-0078	新庄市新町5-19	☎ 22-0110
山形県立新庄病院	〒996-0025	新庄市若葉町12-55	☎ 22-5525
最上総合支庁	〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	☎ 29-1268
最上保健所	〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	☎ 29-1268
日本年金機構新庄年金事務所	〒996-0001	新庄市五日町字宮内225-2	☎ 22-2050
新庄税務署	〒996-0001	新庄市五日町字宮内241	☎ 22-5111

※日本年金機構新庄年金事務所での手続き等については、事前予約が必要です。

3 県内の施設

名称	郵便番号	所在地	電話番号
山形県庁	〒990-8570	山形市松波二丁目8-1	☎ 023-630-2211
山形県身体障がい者更生相談所	〒990-0031	山形市十日町1-6-6	☎ 023-627-1197
山形県知的障がい者更生相談所	〒990-0031	山形市十日町1-6-6	☎ 023-627-1364
山形県中央児童相談所	〒990-0031	山形市十日町1-6-6	☎ 023-627-1195
山形県精神保健福祉センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30	☎ 023-624-1217
山形県難病相談支援センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30	☎ 023-631-6061

4 福祉避難所

福祉避難所についてのお問い合わせは、鮭川村健康福祉課福祉係 ☎ 55-2111（内線 135）までご連絡ください。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
ひめゆり荘 ※	〒999-5208	鮭川村大字石名坂589-7	☎ 55-3480

※ 福祉避難所とは、災害時に必要に応じて開設される避難所です。福祉の家では、一般の避難所での生活が困難な高齢者など、避難生活に特別な配慮が必要な方の受け入れを優先します

1 自分が受けられるサービス

		年金・手当					医療				日常生活支援							
		障害基礎年金（国民年金）	障害厚生年金（厚生年金）	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	重度心身障害（児）者医療	自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	補装具の支給	日常生活用具の給付	障がい児紙おむつ支給	ねたきり高齢者等介護用品支給			
本文ページ		3	3	4	4	5	6	7	7	8	8	9	10	11	12			
身体障害者手帳	視覚障がい	1	国民年金法・厚生年金法施行令の障がい等級表による	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	医師が必要と認めた方				
		2		△	△	△	○	○	△	△	△	△	△					
		3				△	○	△	△	△	△	△	△		△			
		4					○		△	△	△	△	△		△			
		5					○		△	△	△	△	△		△			
		6					○		△	△	△	△	△		△			
	聴覚又は平衡機能障害	2		△	△	△	○	○	△	△	△	△	△		△	△		
		3				△	○	△	△	△	△	△	△		△	△		
		4					○		△	△	△	△	△		△	△		
		5					○		△	△	△	△	△		△	△		
	音声言語そしゃく機能	3				△	○	△	△	△	△	△	△		△	△		
		4					○		△	△	△	△	△		△	△		
	肢体不自由 <small>（上肢・下肢・体幹）</small>	1		△	△	△	○	○	△	△	△	△	△		△	△		△
		2		△	△	△	○	○	△	△	△	△	△		△	△		△
		3				△	○	△	△	△	△	△	△		△	△		
		4				△	○		△	△	△	△	△		△	△		
		5					○		△	△	△	△	△		△	△		
		6					○		△	△	△	△	△		△	△		
	内部障がい	1		△	△	△	○	○	△	△	△	△	△		△	△		
		2		△	△	△	○	○	△	△	△	△	△		△	△		
3				△	○	△	△	△	△	△	△	△	△					
4					○		△	△	△	△	△	△	△					
免疫	1	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△					
	2	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△					
	3			△	○	△	△	△	△	△	△	△	△					
	4				○		△	△	△	△	△	△	△					
療育手帳	A		△	△	△	○	○	△	△	△		△			△			
	B				△	○	△	△	△	△								
精神障害者保健福祉手帳	1		△	△	△	○	○	△	△	△								
	2				△	○		△	△	△								
	3				△	○		△	△	△								

		日常生活支援		地域生活支援		各種控除・割引										
		在宅酸素療法者支援事業	補聴器購入支援事業	軽度・中等度難聴児	地域活動支援センター	日中一時支援事業	所得税・住民税の控除	相続税の控除	贈与税の控除	自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免	NHK放送受信料の減免	(ふれあい案内) N T T 無料番号案内	障がい者割引 携帯電話料金の	減免 点字郵便物等の郵便料の	官製はがき無料配布 (青い鳥郵便葉書)	
本文ページ		12	13	23	24	25	26	27	28	29	29	30	30	30		
身体障がい者 (児)	視覚障がい	1			○	○	△	△	○	△	○	△	○	○		
		2			○	○	△	△	○	△	○	△	○	○		
		3				○	○	△		○	△	○	△			
		4				○	○	△		△	△	○	△	○		
		5				○	○	△			△	○	△	○		
		6				○	○	△			△	○	△	○		
	聴覚又は 平衡機能 障害	2				○	○	△	△	○	△		△		○	
		3				○	○	△		○	△		△			
		4				○	○	△			△		△			
		5				○	○	△			△		△			
		6				○	○	△			△		△			
		3				○	○	△		△	△		△			
	音声言語 そしゃく機能	4				○	○	△			△		△			
		肢体 不自由 (上肢・下肢・体幹)	1			○	○	△	△	○	△	○	△		○	
			2				○	○	△	△	○	△	○	△		○
			3				○	○	△		△	△		△		
			4				○	○	△		△	△		△		
			5				○	○	△		△	△		△		
	6					○	○	△		△	△		△			
	内部 障がい	1				○	○	△	△	○	△		△		○	
		2				○	○	△	△	○	△		△		○	
		3	△			○	○	△		○	△		△			
		4	△			○	○	△			△		△			
	免疫	1				○	○	△	△	○	△		△		○	
2					○	○	△	△	○	△		△		○		
3					○	○	△		○	△		△				
4					○	○	△			△		△				
知的障がい者 (児)	A				○	○	△	△	△	△	○	△		○		
	B				○	○	△			△	○	△				
精神障がい者 (児)	1			○	○	○	△	△	△	△	○	△				
	2			○	○	○	△			△	○	△				
	3			○	○	○	△			△	○	△				

		交通機関の割引						社会参加促進				その他制度			
		JR各社旅客運賃の割引	私鉄運賃の割引	航空旅客運賃の割引	バス運賃の割引	村営バス運賃の割引	タクシー料金の割引	有料道路交通料金の割引	障がい者タクシー券助成事業	利用証の交付	身体障害者等用駐車施設	駐車禁止除外指定車標章の交付	ヘルプマーク	郵便投票制度（選挙）	NET119緊急通報システム
本文ページ		31	31	32	32	32	33	33	34	35	36	37	39	39	
身体障がい者（児）	視覚障がい	1	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○		
		2	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○		
		3	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○		
		4	○	○	△	○	○	○	△		○	△	○		
		5	○	○	△	○	○	○	△				○		
		6	○	○	△	○	○	○	△				○		
	聴覚又は平衡機能障害	2	○	○	△	○	○	○	△		△	○	○		○
		3	○	○	△	○	○	○	△		△	○	○		△
		4	○	○	△	○	○	○	△		△		○		○
		5	○	○	△	○	○	○	△		△		○		
		6	○	○	△	○	○	○	△				○		○
	音声言語 そしやく機能	3	○	○	△	○	○	○	△				○		△
		4	○	○	△	○	○	○	△				○		△
	肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)	1	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	
		2	○	○	△	○	○	○	△	△	○	△	○	△	
		3	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△	○	△	
		4	○	○	△	○	○	○	△		△	△	○		
		5	○	○	△	○	○	○	△		△		○		
		6	○	○	△	○	○	○	△		△		○		
	内部障がい	1	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	
2		○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△		
3		○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△		
4		○	○	△	○	○	○	△		○		○			
免疫	1	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△		
	2	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△		
	3	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△		
	4	○	○	△	○	○	○	△		○		○			
知的障がい者（児）	A	○	○	△	○	○	○	△			○	○			
	B			△	○							○			
精神障がい者（児）	1			△	△						○	○			
	2			△	△							○			
	3			△	△							○			

1 障がい者虐待対応窓口

もしかして虐待かな?と思ったら...

虐待を防ぐためには、私たち一人ひとりの小さな「気づき」が大切です。養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待に気づいた人には通報義務があります。虐待を止めることは、虐待をしている人のためにも必要なことです。

地域や障がい福祉サービス事業所などで、虐待を受けている障がい者を発見したり、虐待かもしれない疑いを持った時には、ためらわずにご連絡ください。また、虐待を受けているご本人が届け出ることもできます。守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは決してありません。安心して連絡してください。

対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）、その他心身に障がいがある方で、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている方
 ※障害者手帳を持っていない方も含まれます。

虐待の種類

- ①養護者による虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待
- ③使用者による虐待

虐待の例

虐待の種類	内容
身体的虐待	平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、身体拘束、薬を飲ませる、無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる など
性的虐待	性交、性的行為の強要、裸にする、性器への接触、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、成人の障がい者を子ども扱いする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や水分を十分に与えない、汚れた衣服を取り替えない、排泄の介助をしない、病院に連れて行かない、学校にいかせない など
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、預貯金を勝手に使う など

問合せ

健康福祉課 ☎ 55-2111（内線134） FAX 55-3269

1 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別		1級	2級
視覚障害		両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
障害平衡機能又は聴覚機能又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力のレベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	平衡機能障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		移動機能 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
ス若心にし臓、よくなるは直ん疫腸臓若、若しく腸くは、は肝臓の免疫不全の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

級別		3級	4級	
視覚障害		1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	
平衡機能又は聴覚機能の障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	
	平衡機能障害	平衡機能の極めて著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
肢体不自由	上肢	1 両上肢のおや指及びひとはし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとはし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとはし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとはし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとはし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとはし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとはし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	
	下肢	1 両下肢をシヨバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
	体幹	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
若しくは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
肝臓機能障害	肝臓機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

級別		5級	6級	
視覚障害		1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	
平衡機能又は聴覚機能の障害	聴覚障害		1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側の耳の聴カレベルが90デシベル以上他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能障害	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				
肢体不自由	上肢	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	
	下肢	1 一下肢の股関節又は膝関節の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
	体幹	体幹の機能障害の著しい障害		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	
若しくは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸の機能障害、又は小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、又は肝臓の機能障害	心臓機能障害			
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝臓機能障害			

級別		7級
視覚障害		
障害の 機能は 平衡機能 又は 聴覚機能	聴覚障害	
	平衡機能障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		
肢体 不自由	上肢	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて、一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比してセンチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能 下肢に不随意運動・失調等を有するもの
ス 若 心 に し よ く よ る 免 疫 機 能 の 障 害 若 し く は 呼 吸 器 の 免 疫 機 能 不 全 の 障 害 イ ン フル エン ザ	心臓機能障害	
	じん臓機能障害	
	呼吸器機能障害	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	
	小腸機能障害	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
	肝臓機能障害	

備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定させられているものは、当該等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものという。 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調（上腕においては液窩から、大腿においては坐骨結節の高さより計測したものをいう）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
----	---

2 特別障害者手当の対象基準表

次の（1）から（5）のいずれかに該当する方

（1）別表 1 の障がい重複している方

別表 1

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力による）
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※1
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※2

※1 内部機能障がい1級等

※2 精神障がいの場合（日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの）

知的障がいの場合（IQがおおむね20以下に相当するもの）

（2）別表 1 の障がい 1 つあり、さらに別表 2 の障がい 2 つ以上重複している方

別表 2

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの（矯正視力による）
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障がいを有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの、又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は一上肢のすべての指を欠くもの、若しくは上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの、又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（視野障害において両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼の視野について視能率による損失率が90パーセント以上のものを含む）
11	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※1

※1 精神障がいの場合（日常生活において常時介護を必要とする程度のもの）

※2 知的障がいの場合（IQがおおむね35以下に相当するもの）

（3）別表 1 の 3 から 5 までのいずれか一つの障がいを有し、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの。

（4）内部障がい（心臓、肝臓、呼吸器等）の方で、絶対安静の方。

（5）精神障がい又は知的障がいの方で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの。

3 障害児福祉手当の対象基準表

次のいずれかに該当する方

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの（矯正視力による）
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がい有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※1
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 精神障がいの場合（日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの）
知的障がいの場合（IQがおおむね20以下に相当するもの）

4 特別児童扶養手当の対象基準表

次のいずれかに該当する方

1 級該当

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力による）
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
6	両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの
11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級該当

1	両眼の視力の和が0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいをも有するもの
4	そしゃく機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいをも有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをも有するもの
8	一上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

5 各種手当の所得限度額表

本人、配偶者及び扶養義務者の所得が次の額を超えたときは支給が制限されます。

(単位：円)

扶養親族 等の数	特別障害者手当 障害児福祉手当		特別児童扶養手当	
	本人	配偶者及び 扶養義務者	本人	配偶者及び 扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円	4,596,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円	4,976,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円	5,356,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円	5,736,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円	6,116,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円	6,496,000円	7,388,000円

※本人とは、特別障害者手当、障害児福祉手当においては、障がい認定を受けている方。特別児童扶養手当においては、障がい認定を受ける児童を監護する父子のいずれか所得の高い方、または養育者になります。

※扶養義務者は、本人と配偶者を除く同居家族の中で、最も所得の高い方になります。

※所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除扶養親族がある場合は、対象扶養人数に応じて上記表中の所得限度額に額が加算される場合があります。

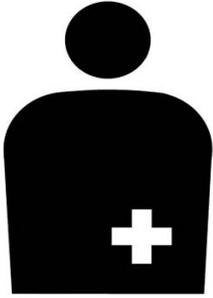
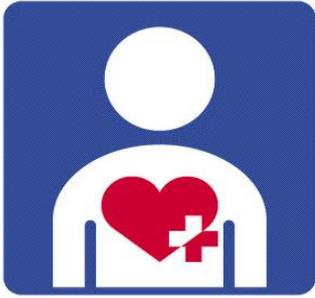
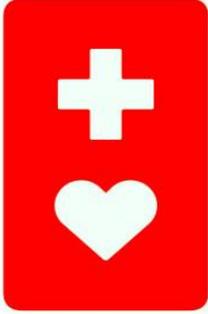
※表中の所得限度額と対比する本人、配偶者、扶養義務者の所得額から障害者控除、配偶者特別控除など、別途控除することが認められているものがあります。

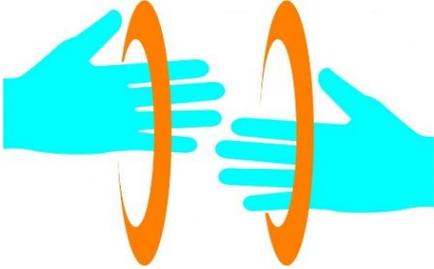
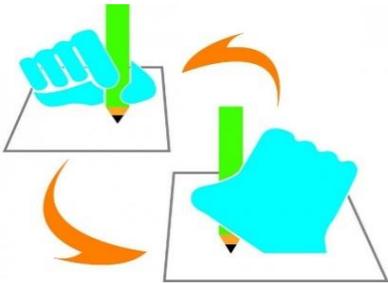
6 障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
このマークを見かけた場合には、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

名称	概要等
 <p>障害者のための国際シンボルマーク</p>	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用方針」により定められています。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>問合せ 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601</p>
 <p>身体障害者標識（身体障害者マーク）</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>問合せ 警察庁交通局交通企画課 ☎ 03-3581-0141（代）</p>
 <p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p>	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>問合せ 警察庁交通局交通課 ☎ 03-3581-0141（代）</p>

名称	概要等
 <p data-bbox="248 826 624 860">盲人のための国際シンボルマーク</p>	<p data-bbox="721 450 1374 521">世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p data-bbox="721 530 1374 645">視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p data-bbox="740 779 884 824">問合せ</p> <p data-bbox="746 831 1193 864">社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p> <p data-bbox="746 871 986 904">☎ 03-5291-7885</p>
 <p data-bbox="387 1330 485 1364">耳マーク</p>	<p data-bbox="721 952 1374 1023">聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p data-bbox="721 1032 1374 1146">聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p data-bbox="740 1281 884 1326">問合せ</p> <p data-bbox="746 1332 1342 1366">一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体</p> <p data-bbox="746 1373 1353 1406">連合 ☎ 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046</p>
 <p data-bbox="352 1888 517 1921">ほじょ犬マーク</p>	<p data-bbox="740 1453 1310 1487">身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p data-bbox="721 1496 1374 1771">身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある方が身体障害者補助犬が同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。</p> <p data-bbox="740 1839 884 1883">問合せ</p> <p data-bbox="746 1890 1353 1924">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課</p> <p data-bbox="746 1930 1283 1964">自立支援振興室 ☎ 03-5253-1111 (代)</p>

名称	概要等
 <p data-bbox="247 824 622 855">オストメイト用設備／オストメイト</p>	<p data-bbox="721 450 1390 562">オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。</p> <p data-bbox="721 573 1398 685">このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があることおよびオストメイトであることを表しています。</p> <p data-bbox="740 770 880 824">問合せ</p> <p data-bbox="746 824 1289 855">公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p data-bbox="746 864 991 896">☎ 03-3221-6673</p>
 <p data-bbox="317 1323 552 1355">ハート・プラスマーク</p>	<p data-bbox="721 947 1267 978">「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p> <p data-bbox="721 987 1398 1099">身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p data-bbox="721 1111 1398 1223">内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p data-bbox="740 1272 880 1326">問合せ</p> <p data-bbox="746 1326 1235 1357">特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p> <p data-bbox="746 1366 1007 1397">☎ 080-4824-9928</p>
 <p data-bbox="363 1821 507 1852">ヘルプマーク</p>	<p data-bbox="721 1451 1398 1603">義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p data-bbox="740 1776 880 1830">問合せ</p> <p data-bbox="746 1830 1262 1861">山形県障がい福祉課 ☎ 023-630-2293</p> <p data-bbox="746 1870 1329 1901">鮭川村健康福祉課 ☎ 55-2111（内線134）</p>

名称	概要等
 <p data-bbox="177 835 695 869">「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>	<p data-bbox="719 450 1353 600">白杖を頭上に50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p data-bbox="719 636 1382 741">※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートしてください。</p> <p data-bbox="743 786 882 831">問合せ</p> <p data-bbox="746 837 1233 871">岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課</p> <p data-bbox="746 880 991 913">☎ 058-214-2138</p>
 <p data-bbox="371 1337 501 1370">手話マーク</p>	<p data-bbox="719 958 1369 1108">耳が聞こえない方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。</p> <p data-bbox="719 1122 1358 1189">また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p data-bbox="743 1285 882 1330">問合せ</p> <p data-bbox="746 1337 1142 1370">一般社団法人 全日本ろうあ連盟</p> <p data-bbox="746 1379 1276 1413">☎ 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>
 <p data-bbox="371 1852 501 1886">筆談マーク</p>	<p data-bbox="719 1458 1382 1648">耳が聞こえない方、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。</p> <p data-bbox="719 1662 1358 1729">また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p data-bbox="743 1803 882 1848">問合せ</p> <p data-bbox="746 1854 1142 1888">一般社団法人 全日本ろうあ連盟</p> <p data-bbox="746 1897 1276 1930">☎ 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>

名称	概要等
<div data-bbox="317 465 528 763" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="229 835 628 869">身体障がい者等用駐車施設利用証</p>	<p data-bbox="708 450 1337 521">県内の公共施設等に設けられている身体障がい者等用駐車スペースに駐車する際の利用者証です。</p> <div data-bbox="730 786 866 835" data-label="Section-Header"> <p>問合せ</p> </div> <p data-bbox="730 842 1294 913">最上総合支庁地域保健福祉課 ☎ 29-1277 鮭川村健康福祉課 ☎ 55-2111 (内線134)</p>

障がい福祉ガイドブック
福祉制度やサービスのご案内

令和3年3月

発行 山形県鮭川村

編集 山形県鮭川村健康福祉課

〒999-5292 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の7

電話 0233-55-2111 FAX 0233-55-3269